

会長	事務局長	係

供覧のうえ、ＨＰに公開してよろしいか伺います。

平成29年度

第 2 回 佐々町農業委員会総会議事録

平成29年5月26日（金）

佐々町農業委員会

平成29年5月 第2回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 平成29年5月26日（金）午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第2会議室

3. 開 会 平成29年5月26日（金）午後1時30分

4. 出席委員 （12名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	吉野 裕 君	2	藤永 九市君	3	濱野 努 君
4	藤永 茂 君	5	福田 喜義君	6	池田 邦義君
8	湯村 速雄君	9	大瀬 清司君	10	山下 義信君
11	筒井 浩一君	12	坂口 隆英君	13	橋本 義雄君

5. 欠席委員 （1名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
7	平田 康範君				

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
書記	山田奈津子君				

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
10	山下 義信君	11	筒井 浩一君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 報告事項

報告第1号 農業委員会会長・事務局長会議（前期）について

報告第2号 農地転用制限の例外規定に係る届出書について

(3) 審議事項

第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第7号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第8号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書について

第9号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

第10号議案 農用地利用配分計画（案）の承認について

第11号議案 非農地判断の取消について

(5) その他

①農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進について

②6月定例会の日程について

③その他

- ・佐々町農業委員会慶弔に対する贈呈内規の改正について

- ・平成29年度農業者年金加入推進部長の推薦について

書記（山田 奈津子君）事務局。皆さん、こんにちは。定刻となりましたので只今から平成29年度 第2回 佐々町農業委員会総会を開会いたします。初めに、吉野会長からご挨拶をお願いいたします。

吉野会長（吉野 裕君）皆さん、こんにちは。6月に入れば梅雨が来るかと思いますが、天気のいい日が続いております。田植えの準備等で大変お忙しいかと思いますが、もう、夏のような暑さが続いておりますので、体調に留意されて仕事に励まれますようよろしくお願いいたします。長期3ヶ月予報では、6月は平年並み。7月はちょっと雨が降るかな、後半に大雨で、8月はまた暑いという予報だそうです。災害が起こらず、実りの秋を迎えられればいいかなと願っております。本日も議事が円滑に進められますようよろしくお願いいたします。

書記（山田 奈津子君）事務局。ありがとうございます。本日の出席委員ですが、7 番 平田委員から、農業共済組合総代会出席のため欠席届が出ておりますので、本日の出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、本総会は成立することをご報告いたします。佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を吉野会長にお願いいたします。

会長（吉野 裕君）案件につきましては佐々町農業委員会総会会議規則第3条により付議事項はあらかじめ通知しておりますのでこの日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議無し」の声あり ）

それでは議事に入ります。まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定める事となっておりますので、議席番号10番 山下委員、議席番号11番 筒井委員を指名しますので、よろしくお願いします。以上で日程（2）を終わります。次に、日程（3）報告事項に入ります。報告第1号 農業委員会会長・事務局長会議（前期）についてご報告します。5月16日、17日に佐世保市の鹿子前で開催されました。新制度に農業委員会法が改正されて、新制度になって施行されて2年目の、今年度は農業会議に課せられる役割や、責務はますます重要となっております。今年度、県下で16の市町が新制度に移行することとなります。新たに選任される農業委員、農地利用最適化推進委員に対して、研修活動等を通して円滑な履行に向けていかなければなりません。まずは、今年度の重点目標達成に向け、取り組んでいただきたいということでした。二日目は現地視察が行われました。まず、最初に針尾中町の耕作放棄地の解消ということで、浦頭のちょっと先の方ですかね。峠を上って、くだりに入ったところの右側の下の方ですね。少し棚田になっていたんですけど、草丈が背丈以上に伸びているところを、最初は貸していただけないだろうか、ということで相談して、51aですね。そこを耕作放棄地解消事業の補助を使って整地して、今ミカンを植えられておりました。綺麗にされていて車が入るように進入するところだけは、隣の人から土地を譲ってもらってされておられました。それともう一つは、柚木の堀内組がやっておられるブルーベリーの点滴ポット栽培の視察でした。早いものは取って食べられるような実がついておりました。今現在、9千鉢あるということです。だいたいブルーベリーはもう少し寒いところが生育地ですけども、品種改良をして九州でも栽培できるように変えて作っておられました。逆に1トンと言われてましたかね。そこ

で30トン採れれば利益が上がってくると言われておりました。今のところ24トンぐらいということでした。この、会長・事務局長会議の資料は事務局にありますので、ぜひお目通しいただければと思います。以上で終わりますが、何か皆さんの方からありませんでしょうか。このブルーベリーは平成19年ごろから始めて、だいたい25年物と言われておりました。場所をご存知ですか。柚木の世知原から来る道と交差するところですね。9番。

9番（大瀬 清司君）9番。耕作放棄地の再生事業は、2、3年前は良く話を聞きましたけども、今は全く話を聞かなくなりました。私の知り合いが耕作放棄地の元のミカン園をちょっと開いてサツマイモを作ってみたいと話をされた人がいたんですけども、そういう場合に耕作放棄地の再生事業というのが現在もあるものか、内容はどういう感じなのかをちょっとご教授いただければ嬉しいんですけども、何か資料とかありますか。

会長（吉野 裕君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。それでは総会終了までに資料を準備してお配りできたらと思います。よろしくお願いします。

議長（吉野 裕君）ちなみに、先ほど言ったところの再生事業は逆に3万円、重機の借り上げが逆に1万円の補助で、4月から11月ぐらいにかけて解消事業をされたということでした。

会長（吉野 裕君）2番。

2番（藤永 九市君）2番。確認ですけども、会長の報告の中にありましたように新体制で16市町が今年度、確立するということですね。今現在なのか、今年度中ということなのか、どちらで解釈したらよいですか。

会長（吉野 裕君）今年度中ということです。他にありませんか。なければ報告第2号に移ります。報告第2号 農地転用制限の例外規定に係る届出書について、事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。1ページをお開きください。報告第2号の朗読説明をいたします。農地転用制限の例外規定に係る届出書。届出者〇〇 〇〇。土地の所在 須崎免字葭ノ浦。地目 台帳・現況ともに畑。面積346㎡のうち転用面積は30㎡です。利用状況は畑。転用計画は耕作道。コンクリート舗装をされます。工期は平成29年5月29日から8月31日ということです。2ページ目が土地の全部事項証明書になります。3ページ目に付近状況図を付けておりますけども、赤崎橋から小浦の方に行く道を上りあがったところになります。以前、家

を建てるという転用申請が出ていたかと思うんですが、その奥の農地になりまして、その農地に入るための耕作道ということでの届出になっております。4 ページ目が現況写真です。今、家が建っているところが転用の許可が出ているところになります。奥に農地がありますので、奥に入っていくための進入路となります。赤線で斜線を引いている部分が、コンクリート舗装をする部分になります。5 ページが地籍図です。申請の農地が赤で囲っているところで、ピンク色で塗っているところがコンクリート舗装の進入道というところになります。6 ページが計画平面図です。これも同じように色を塗っております。2. 5 m×12 mの30㎡ということですが、7 ページが申請地の被害防除計画書です。また、周辺に農地がありませんので、近くの農地に影響を与えるようなことはないと記載があります。排水計画ですが雨水排水は自然流下。汚水、生活雑排水はありません。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して、ご意見、ご質問のあらわれる方はいらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。なければこれで報告事項を終わります。次に日程（4）審議事項に入ります。第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。8 ページをお開きください。農地法第5条第1項の規定による許可申請について。申請人 譲受人 佐々町本田原免168番地2 佐々町長 古庄 剛。譲渡人 ○○ ○○。農地の所在 須崎免字上須崎。地目 台帳 田、現況 畑。面積779㎡。転用の目的 駐車場。施設はなし。耕作者 ○○ ○○。申請の理由 口石小学校の駐車場が非常に狭く、学校行事の際には民間等の敷地を借用している状況にある。申請地は学校に隣接していることから、駐車場としての確保をするために申請するものです。9 ページは許可申請書の写しを付けております。内容につきましては先ほど申しあげた通りです。売買による所有権移転になります。10 ページが土地の全部事項証明書です。11 ページに付近状況図を添付しております。口石小学校の敷地のすぐ隣の土地にあたります。ピンク色で示しているところが申請地になります。12 ページが現況写真です。赤枠で囲っているところが申請地になります。13 ページが地籍図になります。14 ページが駐車場の利用計画書です。現在の駐車場の状況としましては、面積が1,000㎡、駐車可能台数が60台。利用状況としまして普通自動車で、学校教職員で30台、調理員・臨時・パート職員で15台、来校者で10台ほど止めておられますが、縦列の駐車ですでにいっぱい、いっぱいだということで聞

いております。下の方の（７）その他に記載がありますけども、学校行事の他に、学校・地域との連携事業にかかる来校者ですとか、そういった方たちの駐車スペースが不足しているということで、最大２５台をめどに駐車場を整備する予定ですということであります。一番下のその他のところにもありますけども、今後、地域の方ですとか、様々な方と連携して、コミュニティスクールの計画もありますので、どうしても駐車場の確保が必要ということで記載をしておられます。１５ページが被害防除計画書です。申請地の造成計画としましては、盛土を０．２ｍほど行うということです。その横に※印で記載してありますけども、１５ｃｍほど表土を削ってその上に砕石をするということで、アスファルト舗装はされませんので、整地をして転圧をするのみということで聞いております。被害防除措置としましては法面の保護をするということと、大規模な工事は想定しておらず、駐車場の機能を果たすため表土を入れ替える程度の工事を想定している。土砂が流出しないよう、法面保護のため転圧作業を行うということで記載があります。周りには農地はありませんので、特に周囲への被害はありません。排水計画は自然流下。汚水・生活雑排水はありません。１６ページが事業計画書の平面図になります。こういった形で２５台ほどの駐車スペースを確保したいという申請です。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）地元委員の補足説明をお願いします。４番。

４番（藤永 茂君）４番。ただいま、事務局の方から説明がありましたように、場所の方は１１ページの付近状況図を見ていただければと思います。口石小学校と、ここには〇〇さんとありますけども、この間にありますピンク色で囲ったところです。ここは農地でありまして、周りはほとんど住宅化しておりまして、水の関係とかは側溝に流れますので特に問題はないかと思います。本人さんも、学校が駐車場がないために駐車場として確保したいという申し出があったということで、そういったことであれば学校とかに使っていただくのが、自分も希望しているということで、このような話になったようです。よろしくお願いいたします。

議長（吉野 裕君）この件に関してご意見、ご質問のあらわれる方はいらっしゃいませんか。６番。

６番（池田 邦義君）６番。この駐車場の敷地が、基礎砕石後、土砂置き換え。整地のため一部盛土施工、法面を保護するとなっておりますけど、排水対策で自然流下となっております。これは砕石後で道路への流れ込みとかは大丈夫なんでしょうか。今、農家でもトラクターに泥付けて走ったらいろいろ言われるような時代ですから、

近隣住民の方は納得されているのかなと思いました。

議長（吉野 裕君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。私が話を聞いた時に、泥のことは大丈夫なんだろうと判断しておりましたので、この総会でこういった意見が出たということ、きちんと教育委員会の方にも話をしまして、そういったことがないように施工してもらうようお願いをします。

議長（吉野 裕君）他にありませんか。ないようですので採決をします。第6号議案について、転用やむなしと認める方の挙手をお願いします。ありがとうございます。挙手多数ですので、転用やむなしということで県に進達いたします。続いて、第7号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。17ページをお開きください。第7号議案の朗読説明をいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請について。申請人 賃借人ではなく、使用貸借になりますので使用借人、●● ●●。使用貸人 ○○ ○○。親子関係になられます。農地の所在 皆瀬免字脇溝。地目 台帳・現況ともに田。面積462㎡。転用の目的 宅地。施設 個人住宅平屋1棟 120.9㎡。耕作者 ○○ ○○。申請の理由 息子さんである●● ●●さんの自宅新築の為ということです。18ページが許可申請書の写しを添付しております。親子間での土地の使用貸借をされてそこに家を建てられます。19ページが土地の全部事項証明書です。20ページに付近状況図を添付しております。ピンク色で囲っているところが申請地になりますが、役場の方から行きますと、神田線を吉井方面に走りまして、広川酒店の少し先辺りになるんですけども、○○ ○○さんのご自宅のすぐ前の農地になります。21ページが現況写真です。22ページが地籍図になります。周りは全部、○○ ○○さんの土地になっております。23ページが被害防除計画書です。申請地の造成計画としまして、盛土を0.25m行う。それに伴って被害防除措置としましては、法面の保護をする。また、法面の高さが低く、被害の恐れはないと思われると記載があります。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼさないための措置としましては、緑地、緩衝地を設けるということと、平屋建てですので、建物の高さを加減することです。排水計画は、雨水排水は水路放流。汚水、生活雑排水は公共下水道へ繋がれます。24ページが土地の利用計画図になります。25ページが建物の配置図になります。26ページが立面図になります。27ページが水利権の代表者か

ら同意書を付けていただいております。28、29ページですけども、こちらの農地が第2種農地になりまして、他に家を建てるにあたって適当な場所が、探したけれども見つからなかったために、今回の申請地を選んだということで、土地の選定に関する調書を付けていただいております。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）地元委員の補足説明をお願いします。13番。

13番（橋本 義雄君）13番。21ページを開いていただきますと、メッシュが写真に写っておりますけども、これはすでに撤去をして他のところに設置をしてあります。それから、場所的には私の家の目の前でありまして、そこには町道の排水がありますので、雨水はそこに流す。また下水も通っておりますので、汚水・雑排水もそこに流すということです。周りが全部、先ほど説明された通り、〇〇〇〇君の土地でありますので、周りに迷惑はかからないということです、よろしく願いいたします。

議長（吉野 裕君）この件に関してご意見、ご質問はありませんか。6番。

6番（池田 邦義君）6番。橋本委員さんにお尋ねしたいんですけども、21ページのCとBの写真ですけども、この赤線の中が敷地で、今度の転用の場所ですよ。その他のCで言えば、手前は今までどおり作物等耕作されるんですかね。

議長（吉野 裕君）13番。

13番（橋本 義雄君）13番。転用の面積が462㎡ですね。その周りの田んぼは作付けをするということです。今年はひょっとしたら、工事に取り掛かりますので、作付けができない可能性がありますけども、できたら作付したいということでしたので、よろしくお願いします。

議長（吉野 裕君）他にありませんか。ないようですので採決を行います。第7号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。ありがとうございました。挙手多数ですので転用やむなしということで県に進達いたします。次に移りますが、私が以前、担当していた案件になりますので議長を交代いたします。暫時休憩いたします。

（休 憩 午後 2時05分）

（会議再開 午後 2時07分）

議長（藤永 九市君）それでは議長を交代し、会を再開します。第8号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。第8号議案の朗読説明をいたします。農地法第5条の

規定による許可後の計画変更承認申請書についてです。先月の農業委員総会の折にですね、許可条件違反ということでお話をさせていただいていた分になります。平成28年12月13日付け 長崎県指令28農地活第1691号で、一般個人住宅用地として農地法第5条の規定による許可を受けた事業計画を下記により変更したいので、承認されたく申請しますということで変更承認申請が出ております。土地の所在ですけれども、小浦免字浜田。地目 台帳 畑、現況 宅地。面積74㎡。同じく、小浦免字土手迎。地目 台帳 畑、現況 宅地。面積239㎡。合計313㎡です。2の当初事業計画の概要と計画変更事項というところですが、当初は、一般住宅の建築を予定しておりましたが、倉庫兼車庫に計画を変更したいということです。理由としましては、申請地は予想以上の出水があり住宅の建築には適さないためということで記載があります。転用の目的としまして、倉庫兼車庫の建築と出入り口の建築と記載があります。建築物としましては倉庫兼車庫が1棟、60.50㎡です。資金計画については、変更はないということで記載されております。31ページをお開きください。先月の総会の時に、皆さんに意見をいただきまして、きちんと法に則った手続きをするべきだということで、県の方に報告をさせていただいております。その回答が31ページの資料になりますけれども、農地利活用推進室長の方から違反転用事案報告における農地法第51条第1項違反転用事案に対する判断についてということで、県の判断が示されております。申請地の土地に関しましては、先ほどの小浦免字土手迎ということで、家を建てると言っていたところに倉庫が建っています。判断理由としまして、①当初から変更承認申請していれば承認相当であったと判断されること。②当該許可条件違反により周辺農地や農業への影響がないこと。③違反者は故意に違反したのではなく、深く反省しており、また、過去に違反行為を行ったことがないことの以上を総合的に勘案し、計画変更承認申請相当と判断する。今後の手続きとしまして、計画変更承認申請をすることということで県の判断が出ておりますので、これによって変更承認申請を出していただいているところになります。32、33ページが土地の全部事項証明書です。34ページが付近状況図です。先月、ご説明した場所になります。土手迎集会所の並びの場所になります。35ページが地籍図、36ページが付近状況図です。今、工事をストップしてもらっているところになります。37ページが被害防除計画書です。計画としましては大きな変更はないんですけれども、土地は現状のまま利用されるということと、建物の高さが住宅ではなく倉庫になりましたので4.3mに変わってお

ります。排水計画につきましては、雨水排水はU字溝に繋がれます。汚水、生活雑排水は発生しないということで出ております。38ページが全体の計画図になります。三角の小さな農地のところが、駐車場兼出入り口というように変わります。奥が住宅用地ではなく車庫兼倉庫ということで変更をしたいということでの申請です。39ページが車庫兼倉庫を建てられる分の配置図になります。40ページが車庫兼倉庫部分の立面図になります。倉庫の大きさがこれで分かると思います。41ページは参考までなんですけども、元々の真ん中の宅地の部分ですね。家を建てられるところの配置図。42ページも参考までに家の平面図。43ページも住宅の立面図を付けております。44ページですけども、始末書を添付していただいております。この度、違反に対してご指摘をしていただきまして、大変申し訳ありませんでしたということと、経緯ですね。工事に実際取り掛かってみたら、出水の量が多かったために、住宅地としては適地ではなかったということです。そして、元々の宅地の部分も購入されて家屋を解体してみたら、家を建てるにはそちらの方が良かったということで、今回の運びとなったということで書かれております。また、農業委員会の皆様には、大変なご迷惑をお掛けすることとなり大変申し訳ありませんでした。また今後、気を付けて工事を進めていきますということで、始末書を出されております。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。引き続き、地元委員の補足説明をお願いします。1番。

1番（吉野 裕君）1番。先月の委員会でもご報告しました通り、違反転用ということが分かりまして、後の処理ということで許可変更申請書を出していただいたところです。今後また、県の指導に則って進めていきたいと思っております。今になってからですけども、もっと早く気づいていればと思ったんですけども、足場を組んで網を張ってあるのでなかなか、中が見えないということがありましてこういうことになりました。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。今、地元委員の説明をいただきました。

これより皆さん方からご質問をいただきたいと思いますけども、説明の通り、始末書、関係書類を添えてここに掲げてあるようでございます。これに基づいて皆さん方からご質問等いただきたいと思います。何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。6番。

6番（池田 邦義君）6番。この農業委員会の違反事項として、●● ●●さんの方は始末書ということで書かれていますけど、●● ●●さんが二度としないという

のは、個人的にはそう思われますけど、これを建築、設計されている業者はご存知ではなかったのかなと思うんですよね。そういうことを考えたら、確かに●●●●さんの始末書は必要かもしれませんが、建築、設計の事業者としては業者側にも問題があるんじゃないかなと思うんですけどいかがでしょうか。

議長（藤永 九市君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。6番委員さんのおっしゃる通りだと思います。転用申請に係る書類としましては、どうしても転用者が●●●●さんになりますので、書類上は●●●●さんに始末書を書いてもらったところです。皆さんの方が、業者からも始末書を出してもらいたいということであればですね、後もってにはなるんですけども可能だと思います。建築業者さんは何度も事務局に足を運ばれてできることがあればということで動いてはおりますので、そういう話をすれば出してはもらえると思います。皆さんが求められるような対応をとれたらなと思ってますので、ご協議していただければと思います。

議長（藤永 九市君）今、事務局からご答弁いただきましたけども、6番委員はいかがでしょう。6番。

6番（池田 邦義君）6番。今の事務局の説明では、県からの文書のとおり、総合的に勘案し計画変更承認申請相当と判断。今後の手続きとして計画変更承認申請を出すだけで、判断の理由として過去に違反行為を行ったことがないこと、個人としては、これはあり得ないことなんですよね。違反行為は。ところが業者は今後、こういう建物の設計をされるわけです。今後、業者にはあり得ることなんですよね。そこら辺ははじめとして今後しないと、二度としないと。我々がどういうふうに建築士とか設計士とかの免許を持たれているかは知りませんが、そういうことを考えると、極端に言えば免許はく奪とか、二度やられたらそういう形になるんじゃないかと思いますが、そこら辺は始末書を出して欲しいなと、私個人は思います。

議長（藤永 九市君）ありがとうございます。他にこの件に関しましてございませんか。

6番委員からのご指摘をいただけてますけども、ご意見としてごもっともだと思っております。それぞれの角度から皆さん方からございませんでしょうか。1番。

1番（吉野 裕君）1番。4月の委員会の前の日に、現地に出向いて業者と、行政書士さんとはお会いして、今、6番委員さんが言われたようなことは申してあります。意図的であったのではないかというようなことは、業者には申し上げております。私も今後、そういうことが起きないとは言えないので始末書をもっておいの方

がいいのではないかと思います。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。地元委員である1番委員さんからございましたけども、事前に会長の立場もありますし、それなりに指導をしていたということでございます。6番委員さん、会長がおっしゃるように業者側としては責任重大なことで、施行する本人に対して指導といいますか、そのようなことも一緒に進めてやるべきであると思います。これまでの過去の仕事上に関わってきていることですので分かってると思いますよね。これはやっぱり、言い方は悪いですけども一つの怠慢であると言ってもおかしくないと思います。会長も申しました。事務局も必要であれば始末書を用意したいということですので、早速、事務局、会長も含めて始末書を提出していただくという形をとるということで皆さんいかがでしょうか。そういう形で事務局として始末書をとっていただきますようにお願いしたいと思います。この件につきまして他にございませんでしょうか。ないようですので、採決をとります。先ほど申しましたように、始末書をとることを前提としまして、第8号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について変更することにやむなしと思われる方の挙手をお願いします。ありがとうございます。挙手多数ですので、計画変更やむなしということで県に進達することといたします。ありがとうございました。この案件につきまして私の議長の立場を終わらせていただきます。会長に議長を交代いたします。暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時23分）

（会議再開 午後 2時24分）

議長（吉野 裕君）会を再開します。第9号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）と、第10号議案 農用地利用配分計画（案）の承認については一括して審議上程したいと思いますがいかがでしょうか。第9号議案、第10号議案は一括上程ということでいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）それでは事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。45ページをお開きください。第9号議案の朗読説明をいたします。農用地利用集積計画の承認について。利用権設定です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求める。46ページに利用集積計画の一覧を付けております。今回の分に関しましてはすべて、中間管理事業を活用した分になります。1番、権利の設定を行うもの 貸し手農家 ○○ ○○。借り手農家 長崎市江戸町2

ー 1 3 公益財団法人 長崎県農業振興公社。土地の所在 沖田免字矩ノ手。地目 田。面積 2, 4 9 7 m²。権利の種類 賃借権。区域区分 農用地。物納 5 袋、1 0 年間となっております。他 6 件です。計 田 1 9, 2 7 4 m²となっております。4 7 ページに集計を付けておりますけども、すべて更新の際に機構に切り替えていただいた分になります。再設定 田が 1 0 筆 1 9, 2 7 4 m²です。続きまして 4 8 ページの第 1 0 号議案の朗読説明をいたします。農用地利用配分計画（案）の承認について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の規定により、別紙のとおり農用地利用配分計画（案）を定めたいので、本委員会の承認を求める。4 9 ページに配分計画案を添付しております。貸し手は 7 件の農家さんでしたけども、配分を受ける借り手は 5 件の農家さんになります。土地の所在につきましては先ほどと同じですので省略させていただきます。合計としまして、利用集積と同じく 1 9, 2 7 4 m²の田となっております。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して、何かご質問のある方はいらっしゃいませんか。ないようですので、第 9 号議案と、第 1 0 号議案のご承認をいただける方の挙手をお願いいたします。ありがとうございました。挙手多数ですので承認いたします。第 1 1 号議案 非農地判断の取消について事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。5 0 ページをお開きください。第 1 1 号議案の朗読説明をいたします。非農地判断の取消について。非農地判断の取消の申出があった土地について、農業委員会の判断を求める。対象農地は別紙のとおりです。5 1 ページに取消とする対象の農地のリストを付けております。2 筆あるんですけども、平成 2 9 年 3 月の総会の時に一度非農地判断をした分になります。この分につきましても家のすぐ周りの農地になるんですけども、地元の池田委員さんに確認したところ、調査に行った折に山下委員さんと一緒に行っていたいておりまして、結構、荒れていたようなんですけどもご家族の方も管理をするということですので、農地で残したいという申し出がありまして農業委員さんに相談しまして、耕作していただくのはいいことですので委員さんには了解をいただいております。畑が 2 筆の 6 5 9 m²を取消ということで上げさせていただいております。よろしくをお願いします。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して何かご意見、ご質問はありませんか。2 番。

2 番（藤永 九市君）2 番。事務局もおっしゃいましたが、これは大変けっこうなことです。大いに賛成したいと思います。

議長（吉野 裕君）他にありませんか。ないようですので、第 11 号議案について承認いただける方の挙手をお願いいたします。ありがとうございました。挙手多数ですので承認することといたします。次、その他について事務局お願いします。

書記（山田 奈津子君）事務局。その他です。①の農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進につきましては、皆さんと努力をしていきたいと思います。②の 6 月の定例会の日程ですけれども 6 月が 25 日は日曜日になりますので 23 日は皆さんのご都合はいかがでしょうか。

（ 私語あり ）

議長（吉野 裕君）暫時休憩といたします。

（休 憩 午後 2 時 35 分）

（会議再開 午後 2 時 38 分）

議長（吉野 裕君）会を再開します。6 月の定例会については、23 日ということでよろしくおねがいします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。すみません、続きましてその他になりますが、佐々町農業委員会の慶弔に対する贈呈内規の改正についてですけれども、今日、一枚の紙をお配りしておりますが、皆さんから毎月 2 千円、集めさせてもらっている互助会から、お祝いとかご不幸があった時に出しているんですけども、第 6 条の弔慰というところですけども、ご家族の方が亡くなられたときにお花を出しているんですけども、元々お花は 1 万円で出しておりましたが、、今は 1 万 5 千円からしかお花がなくて、現状の運用として 1 万 5 千円のお花を出しているというのがありますので、家族の場合というところを 1 万 5 千円に改正できたらなと思っているんですがどうでしょうか。ありがとうございます。他に変えた方がいいところがあれば変えますがどうでしょうか。また気づいたことがあれば来月でもいいので、とりあえず家族の場合というところの金額だけを改正したいと思います。ありがとうございます。もう一つ、平成 29 年度の農業者年金加入推進部長の推進についてということで、29 年度の体制で先に農業者年金の推進部長さんだけ決めないといけないようになっておりまして、藤永 九市さんに 28 年度はしていただいたんですけども、29 年度はどなたか皆さんで選んでもらいたいんですけど。途中で変わっても問題はないんですが、できれば今後に残られる農業委員さんがなっておかれた方が、またすぐ 7 月に決めないといけなくなりますので、ご協議をよろしくお願いします。

議長（吉野 裕君）暫時休憩といたします。

(休憩 午後 2時40分)

(会議再開 午後 2時47分)

議長(吉野 裕君) 会を再開します。事務局。

書記(山田 奈津子君) 休憩中にお話をしていただいたとおり、引き続き、藤永代理ということで報告を上げさせていただきまして、また、新体制になりましたから、色んな担当を決めていく際に、また、話をする機会がありますので、もし、変更となればその時に変更の報告を基金の方に上げるような運びにしたいと思います。ご協議ありがとうございました。事務局からは以上です。

議長(吉野 裕君) その他で皆さんの方から何かありませんか。4番。

4番(藤永 茂君) 4番。昨日、5月25日に森ノ木地区でですね、イノシシの解体をした後が、森ノ木の排水路にありました。朝、農家の方が作業に行かれてびっくりされたというような状況がありまして、その後も役所の方に連絡をして処理をしていただいたというような現況がありまして、今後、そういったような状況がないとも限りませんので、イノシシを捕まえた後、処理をきちんとされますように委員の方もお見かけの時には、その都度、対処させていただきますようお願いします。なるべくなら、名前とか車とかが分かれば助かるということでしたので、発見した農家さんもいつ、どこで、誰がしたかも分からない状況だったということでした。水路には解体した後の残されたものがありまして、内臓とかイノシシの中にいた子どもが4匹ありました。そういったものを見ただけでもぞっとするような場面だったということで、その日は一日、心苦しいような思いであったということでしたので、そういうことがないように気掛けておいていただきたいと思います。以上です。

議長(吉野 裕君) 2番。

2番(藤永 九市君) 2番。4番委員から関連でございますけども、会の前にもお話しておりましたけども、私も昨日、朝早く目の当たりにしました。非常にやり方が、なんでも捨ててあって一度ではないんですよ。4、5日前にもそういうことがあって、ある動物が残っていたんですけども、内臓とかすべては残ってはいなかったんですけども、町外から来ているというお話もあるようでした。町内だったら処置の取り方もありますけども、行政区域を越えたら他所の人をどうこう出来ないそうです。産経に確認しましたが。猟友会関係を通して、おそらくその関係ではないかということも考えられるんですけども、もし、無許可でやっていればどうにもできないそうです。4番委員がおっしゃったとおり、そのような状況

があれば、車のナンバーとか控えて報告する形をとらないと、また次もあると思います。大きな問題にもなると思いますので、補足して申し上げておきます。以上です。

議長（吉野 裕君）委員会からも佐々町イノシシ防除協議会がありますので、そちらの方にも会からお願いをしておきます。6番。

6番（池田 邦義君）6番。私も猟友会に入っておりますけども、ここにも山下さんと、湯村さんも猟友会に入っておられますけども、今、猟友会でそういう処理をされたということは箱わなに入っている分を捕ってきて、どこかの箱わなを処分されたと思うんですね。猟友会は一日一回は、箱わなを見回るということになっているんですけどね。私も含めて、農家をされている方は回る時間がないとかで、二日に一回とか、三日に一回まわることがあると思います。その隙間をみて箱わなにかかった分を処理されているかなと思われましますので、そこら辺は各猟友会の皆さんが見回りを確実に行うということしか、今のところ対策はないんじゃないかなと思います。それと、2番委員、4番委員が言われたように県外ナンバーとか見かけない車が来たらナンバーを控えて、そこら辺を見守らなければいけないんじゃないかなと思います。以上です。

議長（吉野 裕君）他にありませんか。8番。

8番（湯村 速雄君）8番。橋本さんに伺いたいと思います。ワイヤーメッシュの移設については産経の方に許可か届出かはいるんでしょうか。

議長（吉野 裕君）13番。

13番（橋本 義雄君）13番。とりあえず産経に見てもらって、移設したところを見せてという形をとらないとなかなかできないみたいです。

議長（吉野 裕君）他にありませんか。なければ本日の総会をこれで終了したいと思います。お疲れさまでした。

(閉 会 午後 2 時 5 5 分)

上記のとおり相違ありません。

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員